

序章 基本構想策定にあたって

1 基本構想策定の背景と目的

本格的な高齢社会を迎えつつあるなか、高齢者や身体障害者が自立した社会生活を営むことができる地域社会づくりが求められ、介護・福祉・医療などの福祉施策とともに、高齢者や身体障害者が各家庭から目的地までを障害なくスムーズに移動し、各種都市機能を享受することのできる都市環境づくりが急務とされているところである。

取手市においては、中心市街地となる取手駅周辺地区を市民の「生活・文化・交流拠点」として、また、「都市間交流拠点」として位置付け、商業・交流・情報・芸術文化などの各種都市機能の集積を図るとともに、あらゆる人々が安全・安心・快適にこれらの都市機能を享受することのできるユニバーサルデザイン^{※1}による都市空間の形成を図ることとしている。そのため、これらの整備に併せて、高齢者や身体障害者などが市内の各地域から鉄道やバスなどの利用により目的地までシームレス（継ぎ目なく）に移動し、また、目的地内をスムーズに回遊して様々な都市機能を享受できる都市のしくみをつくりあげていくことが求められている。

一方、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行された。これによって、鉄道・バスをはじめ、道路や信号機、その他の交通施設に対する整備目標と整備基準が設けられ、国や地方公共団体、公共交通事業者そして国民のそれぞれの果たすべき役割と義務が示された。

このような背景を受け、取手市においては、高齢者や身体障害者をはじめとするすべての人々がバリアフリー化された公共交通や道路その他の都市施設の利用によって、街なかを自由に回遊し、さまざまな都市機能を享受できる都市のしくみを行政と公共交通事業者そして市民が一体となってつくりあげることが目的として、取手市移動円滑化基本構想を策定するものである。

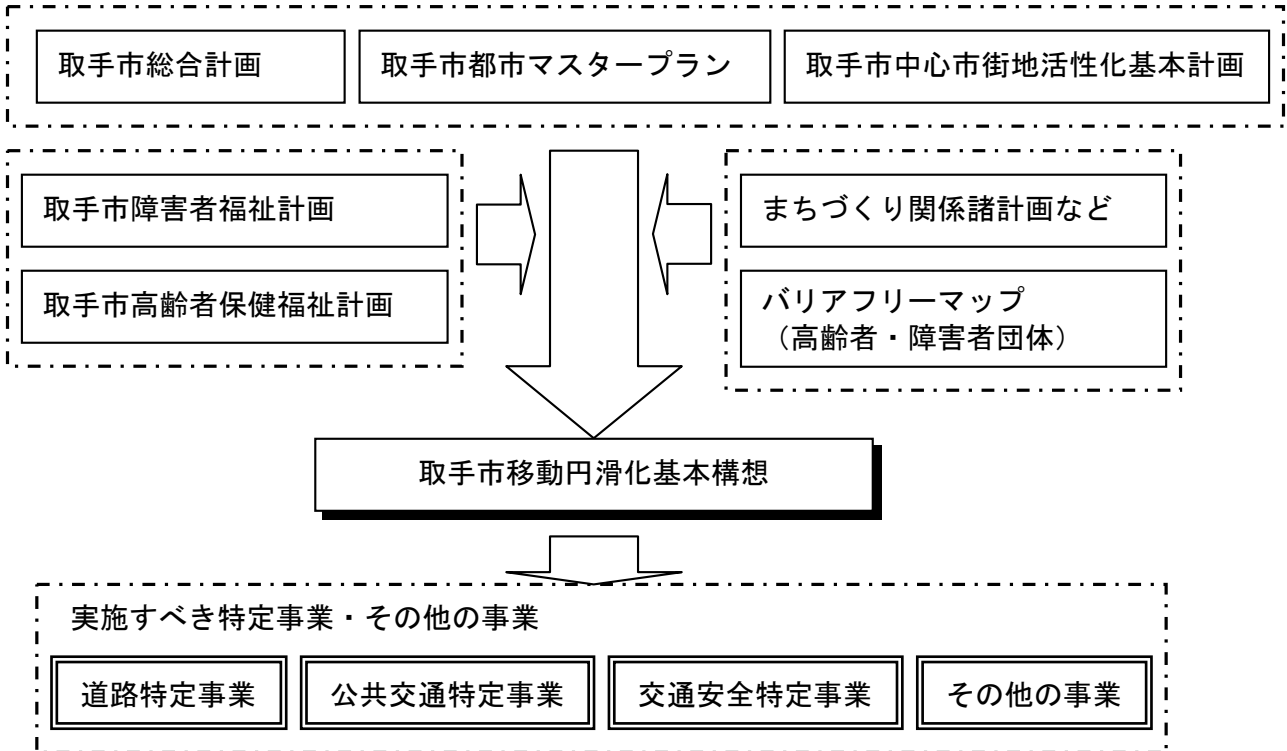
※1 道具や空間をデザインするにあたって、障害者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えるもの。

2 基本構想の位置付け

本基本構想は、第4次取手市総合計画の基本理念や個別基本計画の位置付け、取手市都市マスタープラン、取手市中心市街地活性化基本計画、取手市障害者福祉計画及び取手市高齢者保健福祉計画等の考え方と整合性を図り、策定するものとする。

この基本構想における基本理念及び基本方針は、「交通バリアフリー法」に位置付けられた重点整備地区のみならず、取手市内全域における交通バリアフリーを推進するための基本的な考え方を示すものである。

■取手市移動円滑化基本構想の位置付け

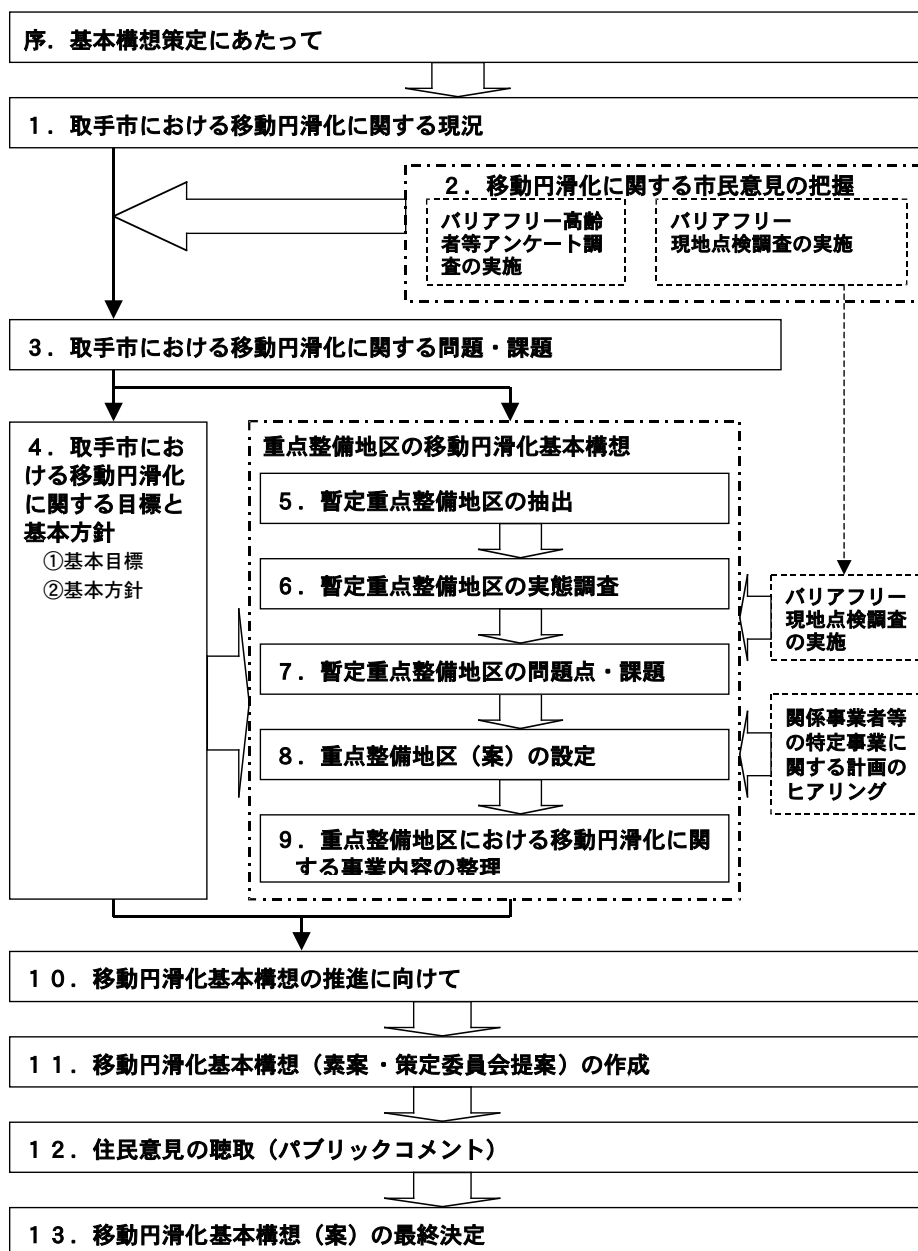


3 基本構想策定の流れと策定体制

本基本構想の策定にあたっては、本市における移動円滑化に関する現況を把握するとともに、高齢者等アンケート調査や現地点検調査等の移動円滑化に関する市民意向の調査等を実施し、本市における移動円滑化に関する目標と基本方針を定めている。また、実態調査等を実施するための暫定重点整備地区を設定し、その調査結果等を踏まえ、重点整備地区の位置・区域、特定経路及び移動円滑化に関する事業内容を検討した上で、取手市移動円滑化基本構想（素案）を作成している。

さらに、作成した基本構想（素案）について、インターネット等による住民意見の聴取（パブリックコメント※²）をしたうえで、基本構想（案）を作成し、市としての取手市移動円滑化基本構想を策定している。

■基本構想策定の流れ



※² 行政機関などの意思決定過程において、広く意見を求めるために市民に計画案などを公表し、それに対して出された意見・情報等をいう。

本基本構想の策定にあたっては、学識経験者や公共交通事業者、県公安委員会、道路管理者、高齢者・障害者関係団体等により構成される「取手市移動円滑化基本構想策定委員会」、並びに庁内における関係各課の課長レベルにより構成される「取手市移動円滑化基本構想連絡会議」、関係各課の担当者レベルにより構成される「取手市移動円滑化基本構想策定ワーキング」の組織を設置し、調査を進めた。

■基本構想の策定体制

